

【原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社の社外取締役は、本人またはその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

日本板硝子株式会社 社外取締役独立性基準

(1) 社外取締役本人について

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員（以下まとめて「業務執行者」）である者、またはあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。）、もしくは当社グループを主要な取引先とする者、
 - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額または、
ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、もしくは当社グループの主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。）。
 - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額

（注）本基準において「主要な取引先」とは、当社グループおよび当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。
- c) 当社の会計監査人である公認会計士もしくは監査法人の社員、パートナーもしくは職員・従業員である者、または最近過去3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。）。)
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。）。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。
- f) 他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役または執行役と重大な関係がある者。
- g) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者または最近過去5年間に於いてあった者。）。)
- h) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d)、e)、またはf) のいずれかに該当していた者。

(2) 社外取締役の近親者（配偶者、二親等内の親族または同居の親族）について

- a) 当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員（以下まとめて「経営幹部」）である者、または最近過去5年間に於いてあった者。
- b) i) 当社の取引先であって、その直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）、もしくは当社グループを主要な取引先とする者、
 - 当該取引先のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額または、
ii) 当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、もしくは当社グループの主要な取引先である者（当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。）。
 - 当社のその事業年度の連結売上高の1%を超える金額
- c) 当社の会計監査人である公認会計士もしくは監査法人の社員、パートナーもしくは経営幹部である者、または最近過去3年間に於いて当社グループの監査業務を実際に担当した者。
- d) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（その価額の合計が当社の1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家である者（その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。）。)
- e) 当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者（当該関係を有する者が法人等の団体である

場合には、その経営幹部。）。なお、当社の直近に終了した過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

- f) 実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者（当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。）。
- g) 当社の直近に終了した過去3事業年度のいずれかにおいて、上記d) またはe) のいずれかに該当していた者。

取締役候補者の選任基準

当社指名委員会は、以下の基準に従って取締役候補者を選任し、その内容を定時株主総会に議案として提出します。当該選任にあたり、特に独立社外取締役については、エグゼクティブ・サーチ会社等の協力を得、幅広いプールの中から候補を探します。

〔人格、識見、リーダーシップ〕

- 1. 人格に優れ、高い倫理観を有していること
- 2. 遵法精神に富んでいること
- 3. 職務遂行上健康面で支障のないこと
- 4. 経営に関し洞察力に優れ、客観的判断能力を有すること
- 5. リーダーシップを発揮した経験に富み、チーム志向を備えていること

〔重要な利害関係の不在〕

- 6. 当社グループの事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと（「社外取締役の独立性」については上記のとおり。）

〔スキル/ 専門性〕

- 7. グローバルまたは多国籍事業環境での経験が豊富でかつ/または市場、技術、会計、法務、人材の育成、その他、そのときどきの現状においてグループの置かれている状況、戦略等を踏まえて必要若しくは望まれるスキルに関し、当社グループが必要とする専門性を備えていること

〔コミットメント〕

- 8. 「NSGグループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「取締役会憲章」に定める思想や基本姿勢に賛同し、これらに沿った職務遂行が期待できること
- 9. 取締役会や自身がメンバーとなる委員会等への参加のための十分な時間が確保でき、指名、監査および報酬の三委員会のいずれかの委員となる場合は、その職務を遂行する資質を有していること